

林屋辰三郎著

古代国家の解体

その役をお引受けしたのは、著者の研究を自分なりに考えてみることで、古代から中世への変革の歴史について、出来るだけ多くのものを撰取したいと思つたからに外ならぬ。従つて未熟な行論も少くないことと思う。はじめに當つて、著者及び読者の寛恕をお願いする。

前著『中世文化の基調』（一九五三年）に引續いて、林屋辰三郎氏は昨年（五五年）秋ここに掲げる『古代国家の解体』を刊行された。『角倉了以とその子』（一九四四年）以下五指に余る著書を發表された上に、終戦以來十余年にわたり日本史研究会の代表者として、会誌の経営に研究会の指導に多忙な研究生活を送られる傍ら、主著ともいへべき上記の二書を世に問われたのであるから、その精勵ぶりには何人といえども敬服せざるを得ないであろう。以下『古代国家の解体』について紹介の筆を進めるのであるが、古代から中世へかけての政治・社会・文化にわたる広い研究領域を持つておられるこの著者の業績に對して、古代の一部を専攻するにすぎぬ筆者の如きが批評を行うことの、當を得たものではないことはいふまでもない。にも拘らず敢て

さて本書は過去十五年間にわたつて發表された十八篇の論文を集成したものであるが、

著者はこれを、I 律令国家の成立（三篇）、II 摂関政治と受領層（五篇）、III 院政権と武士團（五篇）、IV 古代国家の餘影（四篇）、總括のために（一篇）、の五章に分類し、著者の構想する「古代から封建社会の変革」（本書序文）の過程が読者に理解しやすいうように編修されている。その各々について主要な問題点と思われる所を、筆者の理解した限りにおいて紹介することから論述していこう。

第一の「律令国家の成立」の章では、冒頭の論文「継体・欽明朝内乱の史的分析」において、六世紀前半に標題の如き内乱が戦われ古代国家の形成に重大な影響を与えたことを論じられた。これは紀年論に関する喜田貞吉博士の研究を手掛りにしたものではあるが、

この喜田博士の研究は古代史家の間でも今日では殆んど問題にされず、ましてや内乱の歴史的意義については未だかつて思い及ばなかつた所である。著者が主な史料とされた日本書紀の取扱い方に多少の問題はあるにせよ、大化前代における国家形成史の研究は、この斬新な着眼によつて深化され具体化されたといわねばならない。

所で著者は、更に進んでこの内乱の根本原因を「地方民衆の不满を背景にした藤原氏の反抗」（二二頁）と見、そうした動搖を克服した欽明朝によつて、古代国家は絶頂期に達するといふ見解を提出された。六世紀の欽明朝が絶頂期なら、七世紀以降の大化改新から律令成立の時期をどう見るかということが、当然問題となるが、著者はこれを古代国家の完成期と見る通説的理解に反對して、律令体制の採用を奴隸制から農奴制への移行とみなし、古代国家解体の第一段階と解するのである。これは日本の古代を十六世紀の太閤檢地まで下げようとする見解さえある現在、甚だ重大な提案といふべく、著者も第三論文「律令制より荘園制へ」の中で詳論される外、本書の各所で繰返し論じておられる。本書の最

も主要なテーマというべきであらう。

またこれに関連して、当時の社会構造については、奈良朝の戸籍を従来広く行われていたように地域差の観点から分析する方法を避け、むしろ旧部民か有姓者かという大化前代以来の社会的政治的系譜を重視して考察し、豪族・士族一般公民の三類型を立てられたことも見逃がせぬ点である。そして律令制施行の主要な意義は、賤民制の強化にあり、それに対して奴婢は逃亡によって戦つたとし、一般公民の抵抗としては公田私有化という方向を強調しておられる。律令農民は奈良時代すでに土地所有権を確立し、封建農民化しつつあつたとされるのである。

次に第二の「摂関政治と受領層」の章であるが、ここでは何といつても受領に関する緻密な研究（第四論文「平安京における受領の生活」第五論文「平安京の街頭稼穡」）が中心である。この諸論文が出るまでは、石母田正氏の「宇津保物語に関する覚書」などもあつたけれど、受領といえは一般には王朝女流文学等に卑少滑稽化された面だけしか理解されていなかつた、といつてもよいのではあるまいか。地方の国司として豪富を蓄積し、政

界の表面に登場してくるこの新興階級の姿を、いかにも生き生きと描き出したのは全く著者の功績であらう。その役割をどの程度に評価するかに問題は残るにしても、平安中末期の政治を語る際、受領を除外することはもはやできないのである。

平安中末期と受領とを切り離すことができないのと同じく、平安初期の政界と分つことが本章における著書のもう一つの大きな論点である（第一論文「平安新皇の経済的支柱」）。著者は秦氏の勢力が強大であつたことを、秦氏のもつ機織という職能と、山城盆地における秦氏の分布の状態と、平安初期の山城国における土地売券の分析とから、巧みに論証・推定しておられる。この議論を完全ならしめるためには、秦氏が九世紀にあつても強固な族的結合を持つていたことを確かめておく必要があると思うが、この着眼もまた、今後平安初期の政治史経済史を考える場合、無視できないであらう。

著者がかような問題に目を注がれるのは、政治というものは、権力者の謀略術策によつてのみ動かされるものではなく、また下部構

造の反映ではあるにしても構造論的にのみ型切るのは不十分であつて、政治をその内部にあつて実際に担当してゆく層の考察が、政治史の正しい理解のために欠くことができないと考えておられるからではあるまいか。政治史のこうした考え方には筆者も賛成であつて、著者によつて今後なお政治史の新生面が開拓されることを期待したい。

第三章「院政政権と武士団」では、まず第一に院政が受領層の支持によつて成立したことを主張される（第一論文「院政の成立について」）。院政成立の歴史とその意義については、著者のこの論文が発表されて以来、数多くの研究が出、問題は多岐にわたつて深められ、ここではその概略を述べる暇さえないが、院政を形成していた主要メンバーが受領層であることは恐らく否定しがたい所で、問題はむしろそうした富裕を極める受領層の性格を掘り下げるべき段階に求めているのではあるまいか。受領が荘園化した院領の支配者であることは通説的理解として誤りあるまいが、その院領の構造と、そこから受領がいかにして租税を徴収するか、その権力の性格を考えてみなければならぬと思う。

著者によれば、畿内先進地域では、九・十世紀頃すでに治田を基礎とする小規模な名主層が支配的であつて、「家族労働を中心とする農業経営を行つていた」（二〇八頁）。そしてこれらの名主層農民が、自己の治田を圍籥乃至は初期庄園領主から防衛しようという目的と、貴族・社寺側における治田集積の意欲とが完全に一致して成立したものが、寄進地系莊園であるとする（第三論文「院政政権の歴史的评价」）。こうした理解はすでに昭和十年代の前半、主として赤松俊秀・清水三男・田井敬吾三氏らの業績を中心として形成された考であるが、著者はさらにこれを発展させて、「中央の莊園領主と在地の田堵・名主との間は土地寄進を契機として地代としての年貢を納付する封建關係であつた」（第二論文「中世社会の成立と受領層」一九一頁）と明確に規定する。これは名主を奴隸主、名田経営を奴隸制的経営とする松本新八郎氏の見解や、名田の形成について、土地私有権の確立という下からの契機だけでなく、課役賦課の便宜という上からの契機を考えようとする石母田氏の研究、さらには名主と莊園領主の間に人身支配的な古代的取組の關係が見られ

るとする渡辺澄夫氏の均等名に關する一連の著作などと對立するもので、種々の問題を含んでいるが、名主を封建的土地所有者とする著者の説は、律令制下の班田農民を封建的農奴の萌芽形態とし、公田侵略をその主要闘争とする上述の理解（第五論文「古代国家の崩壊過程」にも論述）につながり、本書の基本的論点の一つである。

勿論著者はあらゆる地方に同じように封建的名主層が成立したのではなく、東国後進地域では、名主は「惣領として伴頭、郎党を支配し、そのうちに多くの家内奴隸をふくんだ土豪的な存在」（一九七頁）といわれる。しかしこうした土豪的勢力も土着受領のもとに組織され、やがて源義家らによつて「封建的な主従關係が結ばれ」（一九八頁）東国武士團が成立するとされるのであるから、結論的には畿内畿外を通じて、封建制がかなり進行したことを主張しておられると見てよいのであるまいか。

在地に封建的土地所有者乃至封建關係が成立してくると、土着化しない受領は一体どうして課役の徴収を強行することができたのであろうか。当然起つてくるこの疑問に対して

は、国守は郎等・郎従と呼ばれる武力者を従え、その武力によつて徴税を行つた事実を以て答え、さような武力を持つ国守の土着が武士の起源であるとされる（第四論文「院政と武士」）。即ち「武士團という権力組織の基本形態は、すでに律令的な受領の周辺においてつくられていた」（二三〇頁）のであつて、律令制と封建制との連関が、ここでも巧みに説明されている。

このように著者は中世を著しく上へ押し上げられるが、第四章「古代国家の余影」では逆に中世であるべき鎌倉時代にどの位古代的なものが残っているかが探究され、古代国家の解体の全貌を一層明かにしている。公式主義に臨いらない著者の精神の柔軟さを見るべきであらう。第一論文「鎌倉政権の歴史的背景」では、東国武士團及びそれを基礎とする鎌倉幕府の古代的な性質を検討し、次いで幕府御家人を豪族的・土豪的・名主的の三類型に分ち、その「意外にも古色を帯びた」（二八三頁）実態を明らかにされた。しかし同時に著者は、こうした御家人の中で最も一般的なものは封建的地主である所の名主的御家人であるとし、また豪族・土豪・名主の御家

人三類型が必ずしも並列的な関係にあるのではなく、「階層的な関係をもつて規制されていた」(二八一頁)とする点において、基本的には鎌倉幕府を封建的政權と認めておられると解してよからう。階層関係の指摘は適切であるが、御家人の一般的なものが名主であるというのはいかがであらうか。専門外ながら疑問が残る。

次に本章での重要な論点は、第二論文「散所」の発生と展開の中で詳論された散所の問題である。著者に従えば、散所の民とは律令制下の官司に所属した品部・雑戸・官戸・公奴婢等、国有の賤民の後裔で律令制弛緩後は貴族社寺など庄園領主に属し、地子・年貢を免除される代りに、支配者に人身的に隷属することを基本的な特徴とする。賤業・雑役に服するのを主とするが、座を組織して特権的商工業者となり、或いは年貢の輸送に關係して交通上の要地を占め、または庄民として狩漁に従事し供御などの諸役に關係する等の場合も多いという。

評 著者が散所といわれるものすべてが、実際に律令制下の賤民の系譜を引くものとは思われないが、奴隸的な關係で寺社貴族に使

役されていた特殊技術者・座の構成者・庄民などが平安鎌倉を通じて汎汎に存在したこと、の指摘は重要である。こうした古代的なもの根強い存在が、公家勢力の「最後の経済的基礎」(三〇六頁)となり、一時的ではあるにせよ南北朝内乱における公家側反革命の勝利の一因となつたとする所論は、確かに事の真相を窺いたものであらう。しかしかように古代奴隸制の強固な残存を証明した著者の研究は、何故に奴隸制が平安鎌倉を通じて畿内先進地帯にさえ広く生き残り得たか、という疑問になつて、著者にはねかえつて来はしないだらうか。散所の強調は、かえつて著者の意圖に反して、南北朝を古代の終末とする松本・石母田・永原諸氏の有力な見解を、側面から支持する結果になるように思われる。

最後の「總括のために」の章は、「御教書」の発生」と題して、詔勅から宣旨・弁官下文・御教書・繪旨・院序下文・院宣を経て、武家の御教書・下文・下知状に至る古文書の形式の変遷を、律令制から摂関政治・院政を経、て武家政治に至る政体の推移と關係させて、体系的に考察した研究である。日本古文書学再編のための立脚点を示すと共に、それぞれ

の政權の性格の究明のために、文書形式という全く新たな角度からの照明を与えたものといえよう。この著者ならではの何人も企て及び得ぬ独自の領域である。

以上甚だ蕪雑な要約を試みたが、その中でも特に重要な論点は、律令制を封建制の始まりとする新しい時代区分法の提起と、受領層を中心とする平安時代中末期の政治史の解明と、賤民制の問題との三つではあるまいか。このうち時代区分の問題は、最近来日したソ同盟科学院会員ジュエフ氏の提案(歴史学研究一九〇号参照)や、中国科学院訪日学術視察団中の歴史家諸氏の見解、或いは昨年邦訳が刊行された『経済学教科書』の内容等とも結論的に相応するものを持ち、国際的な意義さえも担う発言といえるであらう。勿論著者のこの構想は、この一、二年の間に急速にまとめられたのではなく、すでに述べたように清水氏以来の永い研究史の消化の上に成つたものであり、また六世紀に古代國家の絶頂期を考へ、鎌倉室町時代を日本歴史の「明るい谷間」(前著『中世文化の基調』五頁)とする見方に接続するもので、多年の研究の必然的結論として受け取るべきである。

しかし私見を以てすれば、著者はあまりにも昭和十年代の社会経済史的研究成果に頼りすぎておられるのではあるまいか。著者の説かれるように、平安時代に土地所有者としての名主が一般的に成立してゐるのは疑いない所であるが、さきに述べたように石母田・渡辺両氏らの研究によると、名主は自分の力だけで名田を獲得したとはいいたことが明らかになりつつある。名田がかように課税の対象として支配者階級の権力により上から設定される面のあることを著者は割合に軽く見、依然として下から成長してゐる面のみを重視しておられるように思うが、どうであろう。戦前の研究は研究進行の過程からいつても、また当時の研究者の置かれた政治的環境からいつても、国家権力を含めて上からの権力を問題にすることのできない状況にあつたことが、この際考慮されねばならないと思う。同じことは本書とそれ程の関係はないが、奈良時代及びそれ以前の社会経済史の研究についてもいえる。藤岡・石母田両氏の家族の研究における、親族共同体―家族共同体―古代家族の發展論は、多少は国家権力について考へてはいるが、主として自発的・自主

的な内からの展開として紐立てられたものであつた。戦後におけるその批判としては、まずいわゆる家族形態の發展なるものが、上から法的操制を押しつけられた結果ではないかという点の再検討が行われ、次いで単なる地域差よりも、旧部民か旧自由民(有姓者)かという農民の政治的地位を考慮すべきことが説かれ(この見解は上述の如く著者も採用しておられる)、石母田氏らもまた律令農民を古代家族論に基づいて家内奴隸として把えるよりも、国家権力との関係から總体的奴隸として把握することに、重点をおかれてゐるようである。一様な研究法の展開が平安時代の名主・土豪層の考察にも起つてゐる諷で、これについての配慮の少いことが、著者の論が十分領地に値するものを持ちながら、説得力を弱めている主な理由をなしているのではあるまいか。それにしても古代史家も中世史家も、この提言を慎重に考慮する必要があることは言うまでもない。

受領の問題についても、受領の持つ権力の構造を今一步掘り下げた考察が欲しい。さきに少し触れたように、著者は受領が武力を有したことを述べておられるが、在地の土豪・

名主層を組織的に支配してゆく土着型受領ならばまだしも、在京型の受領が國衙所屬の若干の武力だけで、上級貴族の眼を驚かす程の豪富を土豪・名主層から収奪することができたとは考え難い。まして著者のいわれるように土地所有権を確立した封建的名主層が支配的である場合には、一層上からの収奪は困難であると思われ。苛斂誅求が可能であつたのは、国家権力を背景とする官司の前では、在地の農民は名主を含めて甚だ無力無権利に近いという状態が存したからではあるまいか。著者に従つて受領層を重視するならば、ここでも封建制の未発達が結論づけられるように思う。下からの名主層と上からの受領層これが著者の平安中末期解明のための二つの通路であるが、その連絡が十分に取れていないのではないか。さらに受領の背後の権力の問題や名主の下にあるより零細な在家クラスの小農民の問題、こうした点についても今後の著者の研究を待望する。

次に殘民・散所の問題であるが、これは先にも述べたし又与えられた紙数も尽きたので割愛し、最後に本書の研究を通じて窺われる著者の学問の特色について一言しておきた

い。筆者が第一に敬服するのは著者の合理的

なものの方である。例えば院政の成立に
関する研究であるが、いわれてみれば何人も
受領と院政の關係を承認しない訳にはいかな
いが、それを導き出したものは、偶然によつ
ては歴史は動かないという合理的な考へ方に
基づくといつてよからう。また著者は人の捨
てて顧りみないような一見些末な史料に、奇
警にして卓抜な解釈を加えることにより、そ
れから歴史を理解する重要な手がかりを引き
出すという点にすぐれた手腕を示されるが、
その解釈が鬼面人を驚かすに止まる軽薄なも
のではなく、歴史の真相に迫つてゐることは
著者の合理的精神の賜ものであらう。

第二には賤民の研究において明らかなヒュ
ーマニズムの精神で、恐らくこれは著者の中
に流れている庶民的精神と結びついたもので
あらう。抽象的な議論や空疎な概念を避け、
常に物に即し、具体的に平易にそして明確に
敘述を進めてゆくのが著者の論文の特色であ
るが、それは庶民的精神と無關係ではない。
そしてまた不条理を排する合理精神につなが
るものもある。筆者はこの点、近世関西に
おける町人学者の伝統を著者に見る思いがす

る。

しかし伝統といへば、西田直二郎博士の文
化史と中村直勝博士の経済史とを受けついで
という意味で、京都大学日本史学の伝統が、
著者の学問の中に大きく流れていることをも
感じない訳にはいかない。それを政治史にま
で高めようというのが、本書の狙いかとも思
われるが、この伝統をどのように生かし、又
克服してゆくかが今後の著者林屋氏に負わざ
れた課題の一つであらう。やや書評の域を脱
したが、著者日頃の厚誼に甘えて所感の一端
を述べさしていただいた。論ずべくして及ぶ
ことのできなかつた点の多いことと併せて、
著者及び読者諸賢の海容を重ねてお願いす
る。(昭和三〇年一〇月一〇日 東京大学出
版会発行 A5 本文三七八頁 索引三七頁
五八〇頁) — 直木孝次郎 —

秋岡武次郎著

日本地 図 史

著者はこの本の英文の序文のなかで、日本
は古地図研究の *stronghold* だと述べている。
たしかにわが國では古くからたくさんの地図
がつくられてきた。その今日に伝存するもの

もけつして少い数ではない。それらは地理学
や歴史学のいろいろな分野にしばしば貴重な
資料として利用されてもいる。だがその基礎
ともなるはずの古地図そのものの研究につい
ていへば、この「沃野」にはまだまだ広い未
墾地が残されているのである。

ここに紙をふるう軒し手の少なかつたこと
も専突だつた。日本の古地図の研究者とい
得る人は、明治以来おそらく十指にみない
だろう。古地図という資料の性質が簡単にノ
ートできる文書などとはちがつて蒐集が困難で
あり、研究者が多くの場合自分自身でコレク
ションをもたねばならなかつたことも、研究
のための障害だつた。だが日本の古地図学の
進まなかつたもつと大きな理由は、一般に古
地図への関心がうすく、あまりに特殊なテー
マだと考えられがちだつたうえに、研究者の
苦心の業績も発表には多くの精密な図版を必
要とするため刊行に大きな制約があつて、空
しく筐底にとどめねばならぬ場合が多かつた
こと、また同好の人たちの個人的な交流をの
ぞけば専門の学会はもとより研究のグルーブ
さえもなかつたから、個々のすぐれた研究が
学界の共通の資産とされる機会に恵まれな